

うさぎナースケア運営規定
【訪問看護・介護予防訪問看護】

(事業の目的)

第1条 株式会社うさぎメディケア(以下「事業者」という)が設置するうさぎナースケア(以下「事業所」という)において実施する、介護保険法に基づく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な職員及び運営管理に関する重要事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに、
利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護(要支援)状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を図るものとする。
2. 利用者の要介護(要支援)状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護(要支援)状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 3. 事業所は(介護予防)訪問看護プロセスにおいてインフォームド・コンセントを実践した中で、利用者・家族の意志を尊重し、常に利用者の立場にたって、専門的アセスメントの基、(介護予防)訪問看護を実践するものとする。
 4. 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護(介護予防)支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的な事業の提供に努めるものとする。
 5. 事業の提供の終了に際しては、利用者に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護(介護予防)支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 6. 前5項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月22日大津市条例第15号)、「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年3月22日大津市条例第16号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業所は、主治医の(介護予防)訪問看護指示書(以下「指示書」という)に基づく

適切な事業の提供を行う。

2. 事業の利用者は介護保険法に規定する介護保険対象者であって、主治医が指定(介護予防)訪問看護を必要であると認めた者とする。
3. 事業所は、事業を提供するにあたっては、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)によってのみ事業を行うものとし、第三者への委託によって行なわない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称:うさぎナースケア
- (2) 所在地:滋賀県大津市松本2-8-10

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者:看護師若しくは保健師1人(常勤)
管理者は、事業が適切に行われるように管理・統括し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員:保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5人以上(うち1名は常勤職員)
看護師等は主治医の指示書と居宅(介護予防)サービス計画(以下「ケアプラン」という)に沿って(介護予防)訪問看護計画書(以下「計画書」という)を作成し利用者に提供する。当該計画に基づき事業を提供し、実施事項等を(介護予防)訪問看護報告書(以下「報告書」という)として作成する。(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が事業を実施している利用者については、計画書及び報告書は看護職員(准看護師を除く)と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携して作成する。)
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:必要に応じて雇用し配置する。
指定(介護予防)訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日:通常月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間:午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日・時間及び連絡体制:サービス提供日およびサービス提供時間は、営業日および営業時間と同じとする。但し、24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制を整備する。

(指定(介護予防)訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 ケアプランに基づく事業の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し医療保険適用となる場合を除く。

(指定(介護予防)訪問看護の提供方法)

第8条 事業所が行う事業は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適当に行う事を目的として、次のとおりとする。

- (1) 看護師等は、計画書の作成及び利用者又はその家族への説明を行う。利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況などを踏まえて、ケアプランに沿った療養上の目標、事業内容などを記載し、利用者の同意のうえ交付する。
- (2) 計画書に基づく事業を行う。
- (3) 訪問日、提供した(介護予防)訪問看護内容等を記載した(介護予防)訪問看護報告書の作成を行う。
- (4) 主治医等関係者への情報提供
- (5) 事業所が行う事業は、看護師が居宅を訪問して行う(介護予防)訪問看護であり、1回の訪問時間は、原則20分以上90分未満とする。
- (6) 利用者に主治医がいない場合は、事業所から居宅介護(介護予防)支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第9条 提供する事業内容は次に掲げる通りとする。

- (1) 訪問看護計画書等の作成
- (2) 状態の観察
- (3) 身体の清潔援助
- (4) 褥瘡の処置及び指導
- (5) カテーテル類の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 栄養に関する援助
- (8) 排泄に関する援助
- (9) 療養環境の整備
- (10) 家族への介護指導および介護支援・相談
- (11) ターミナルケア
- (12) 認知症患者の看護
- (13) その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理

(緊急時における対応方法)

第10条 事業の実施中に利用者に病状の急変及びその他の緊急事態が生じた時は、必要に応

じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の

必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、

緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(利用料等)

第11条 利用料は、基本利用料(介護保険)及びその他の費用(実費)とし、利用者から徴

収する。訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。又、法定代理受領サービスの場合、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。その他の費用はその実費を利用者の負担金とする。

2. 事業を開始するにあたり、あらかじめ利用者又はその家族に対し、費用の内容及び金額について説明を行い、同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

3. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費、及び次に定める事情により事業を実施した場合は、その他の費用として、次の額(税込価格)の支払いを受ける。

費用項目	金額	摘要
交通費	205円／回	第12条に定める通常事業の実施地域を越えて行う場合で、自動車、バイクを使用した場合の交通費
キャンセル料	1,100円	利用者の都合による、当日キャンセル。 但し ①緊急入院等によるキャンセルは除く。 ②利用者がサービスの利用を中止する場合は、事業の利用の中止を前営業日までに通知することにより、料金を負担することなく事業の利用を中止することができる。
死後の処置料	11,000円	住宅で死後の処置を実施した場合
コピー代	10円／枚	利用者希望により、複写した場合
保険外サービス	8,500円／60分 4,250円／30分	利用者希望により、内容は要相談

3. 事業所は、利用者より基本利用料、その他の費用(個別の費用ごとに区分)の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収証を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第12条 事業所が行う大津市のうちの通常の事業の実施地域は、唐崎、皇子山、打出、栗津、北大路、石山、南郷(大石小学校区は除く):以上は中学校区で記載、瀬田(大萱、大將軍、萱野浦、大江1～3丁目)、草津全域とする。

(衛生管理等)

第13条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び

備品

等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置

を講じるものとする。

2. 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故処理)

第15条 事業所は、事業の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町

村、介護支援専門員、利用者の家族、医師等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
3. 事業所は、事業所の責任において賠償すべき事故が発生した場合には、その損害に対し、利用者に損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るための研修の機会を設

け、また、業務体制を整備するものとする。

- 1 採用時研修 採用後3か月以内
- 2 継続研修 年2回

2. 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
3. 事業所の従業者に、利用者の家族に対する事業の提供をさせないものとする。
4. 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管するものとする。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする）
5. 責任者を管理者とし、利用者の人権擁護、虐待防止等の為、職員に対し研修の機会を確保する。
6. 非常災害時の発生時は、事業を継続する事が出来るよう、関係機関と連携し協力することが出来る体制を整備する。
7. 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者とその他職員は、次の各号の反社会的のいずれにも該当しないこと。また、関係を有しないとともに事業所はその運営について支配を受けてはならない。
 - 1) 暴力団
 - 2) 暴力団員
 - 3) 暴力団準構成員
 - 4) 暴力団関係企業
 - 5) 総会屋
 - 6) その他反社会的勢力
8. この規定に定める事項の外、運営に関する事項は株式会社うさぎメディケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に対し研修を定期的に（年1回以上）実施する。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
3. 虐待行為とみなした場合、事業所の委員会に報告し、さらに状況によっては公的機関に報告するものとする。

4. 前一号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 5月 1日改訂。

この規程は、平成30年8月1日改訂。

この規程は、令和元年10月1日改訂。

この規程は、令和4年4月1日改訂。

この規程は、令和6年3月1日改訂。

この規程は、令和6年7月1日改訂。

運 営 規 程(介護)

うさぎナースケア
《指定(介護予防)訪問看護ステーション》